

## 錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務 仕様書

### 1 委託業務の概要

- (1) 対象地域  
鹿児島県肝属郡錦江町
- (2) 委託業務名  
錦江町自然資本データ活用による産業創出事業委託業務
- (3) 業務の期間  
令和8年5月の契約日から令和9年3月26日まで
- (4) 業務の目的

錦江町は、豊かな海・山・農地・水といった自然資本に支えられ、農業・畜産・林業・水産業を基盤とする自然資本産業を中心に地域経済を形成してきた。しかし、人口減少・高齢化、担い手不足、生産性の伸び悩み、付加価値化の停滞等により、地域経済全体の縮小傾向が顕著になりつつある。特に、第一次産業就業者数は過去25年で半数以下に減少し、農業・林業分野においては就業者の約55%が60歳以上という高齢構造が進行している。

また、町内には、土壌特性・気候条件・施業履歴等、自然資本産業の収益性を左右する重要な知見が存在するものの、個人・事業者の経験に依存しており、体系的なデータとして蓄積・共有・利活用されてこなかったため、地域資源のポテンシャルを最大限活用できていない状況にある。

加えて、進学・就職を契機とした若年層の転出超過が継続しており、人口目標の実現に必要な「働く場」と「挑戦の場」の創出が追いついていない。

こうした構造的課題を踏まえ、本事業では、AIを活用して地域固有データを収集・蓄積・利活用するためのデータプラットフォームの簡易的なプロトタイプを構築し、特定分野での実用性検証を行う。そのうえで、当該基盤を活用した自然資本産業の創出支援として、地域内事業者に対するAI活用型経営相談機能の構築および専門家による伴走支援を実施し、自然資本産業の稼ぐ力を高め、所得向上・雇用創出・若者定着の好循環の実現に向けた基盤を整備する。

さらに、AIデータに基づく産業創出支援の過程と成果から得られた知見を再びデータとして蓄積することで、データの充実と新たな挑戦の創出が相互に加速する好循環の実現を目指す。

### 2 委託業務の内容

上記目的に即した具体的な業務内容は以下となる。なお、この業務内容は受託者の企画提案により調整する場合がある。また、必要に応じて、町担当者と直接打合せを行うこととする。

なお、本事業は内閣府の地域未来交付金を活用して実施する予定であることから、同交付金の実施計画に記載した次の重要業績評価指標（KPI）を達成することを前提にしている。

- ① 新規の自然資本産業創出数：3件
- ② 新規の自然資本産業従事者数：7人
- ③ 農業経営体あたりの農業産出額：2,200（千円）
- ④ データ活用による自然資本産業事業計画数：5件

## (1) データプラットフォーム構築事業

### 【事業内容】

錦江町の自然資本を中心とした地域データの初期収集および集約・分析・連携するためのデータプラットフォームの簡易的なプロトタイプを構築し、実用性の検証やシステム実装等を行うこと。

#### ① 「Local Challenge Platform（仮称）」のプロトタイプ構築

1. 錦江町における地域データの初期収集
2. 収集したデータを集約・分析・連携するためのプラットフォーム「Local Challenge Platform（仮称）」の簡易的なプロトタイプを構築し、実用性の検証やシステム実装等を行うこと。
3. 認証ユーザーに収集・蓄積したデータベースへのアクセスを可能とする仕組みを構築すること。

#### ② 錦江町役場職員を対象とした AI 活用支援

1. 将来的に町職員自らが AI を活用してデータの収集・蓄積・活用を担える体制の構築を見据え、AI に関する研修を企画・実施すること。
2. プラットフォームの企画・設計の過程において、町職員が検討に参画する機会を設けること。

## (2) 自然資本産業創出支援事業

### 【事業内容】

上記データプラットフォームおよび AI を活用し、町内事業者に対する経営相談体制の構築および専門家による伴走支援を実施する。あわせて、支援対象事業者間のネットワーク形成を図る。

#### ① AI 活用型経営相談機能の構築

1. 認証を受けた町内の第一次産業事業者が、プラットフォーム上のデータベースを活用できる環境を整備すること。
2. 音声やテキスト等を通じて、AI による事業計画の策定支援や経営相談ができる体制を構築すること。

#### ② 町内事業者を対象とした専門家による伴走支援の実施

1. 各事業者の状況や課題に応じて、AI・ビジネス・自然資本分野等の分野に精通した専門家をナビゲーターとして配置し、伴走支援を実施すること（年 4 回程度、5 件程度の町内事業者を対象）。
2. 支援対象の事業者同士が互いの事業内容をブラッシュアップできる場を設け、自然資本を活用した事業者間のネットワーク形成を図ること。

## 3 委託業務の遂行

業務の遂行にあたっては、町担当者と十分協議の上、業務を進めるものとし、必要に応じて町担当者の指示、承諾を得るものとする。

## 4 成果物

本業務で実施した内容の報告書（印刷物 1 部とデジタルデータ）を提出する。

以 上